

茨城県中央環境衛生組合建設工事請負業者選定基準を定める訓令

令和7年4月1日

訓令第1号

(指名業者及び契約の相手方の選定に関する基準)

第1条 指名競争入札により工事請負契約を締結する場合において、入札参加指名業者(以下「指名業者」という。)を選定するとき又は随意契約により工事請負契約を締結する場合において、契約の相手方を選定するときは、茨城町建設工事入札参加資格審査要項(平成8年茨城町要項第2号)及び笠間市建設工事等入札参加資格審査規程(平成18年笠間市告示第15号)に基づく入札参加資格審査を経た業者(以下単に「業者」という。)で、当該工事の請負に付する金額に応じた発注標準金額に対応する格付等級(以下「標準格付等級」という。)であるものうちから、次に掲げる事項に留意して選定しなければならない。

- (1) 信用度
- (2) 工事成績
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 技術者の状況及び当該工事に係る技術的適性
- (5) 当該工事に係る地理的条件

2 指名競争入札により工事請負契約を締結する場合において指名業者を選定するときは、前項第1号から第5号までの規定に掲げる事項について、別表に定める基準により運用するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、工事の状況等に照らして必要があるときは、標準格付等級の上位及び直近下位の業者のうちから選定することができる。

4 特に緊急を要する工事、高度若しくは特殊な技術を要する工事又は軽微な小修繕工事については、前3項の規定にかかわらずに指名業者又は契約の相手方を選定することができる。

(指名業者の推薦の基準)

第2条 前条の規定は、事務局長が、その所掌に属する工事に関し、茨城県中央環境衛生組合建設工事等入札審査会に対して指名業者を推薦する場合について準用する。

(指名業者の選定数)

第3条 前2条の規定により指名業者を選定しようとする場合は、契約予定金額に応じて次に掲げるところにより行わなければならない。ただし、特殊な技術等を要する工事で指名業者が限定される場合は、この限りでない。

- (1) 1,000万円未満 原則5者以上
- (2) 1,000万円以上 原則6者以上
- (3) 3,000万円以上 原則8者以上
- (4) 5,000万円以上 原則10者以上

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

茨城県中央環境衛生組合建設工事請負業者選定基準を定める訓令における留意事項の運用基準

訓令に基づく留意事項	留意事項の運用基準	指名における運用
1 信用度	<p>(1) 建設業法（昭和24年法律第10号）に基づく営業停止又は茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成29年茨城県要領第3号）及び笠間市建設工事請負業者指名停止等規程（平成18年笠間市告示第21号）に基づく指名停止が、指名業者の選定を行う日（以下「選定日」という。）現在で行われていない。</p>	<p>行われていれば指名しない。</p>
	<p>(2) おおむね過去2年間に重大な事故、贈賄又は不正行為に対する指名停止が2度以上若しくは数か月にわたり行われている。</p>	<p>状況に応じて指名の優先度を減じる。</p>
	<p>(3) 安全管理及び労働福祉の改善に関し、労働基準監督署などから指導があり、選定日現在で、改善を行わない状態が継続している。</p>	<p>状況に応じて指名の優先度を減じる。 明らかに不誠実な場合は指名しない。</p>
	<p>(4) 工事請負契約書に基づく契約履行及び措置請求に対する対応が、選定日現在からおおむね過去2年間誠実である。</p>	<p>不誠実な状況が見られる場合はその状況に応じて指名の優先度を減じる。 明らかに不誠実な場合は指名しない。</p>
	<p>(5) 下請負契約関係について、一括下請負のおそれのある行為や下請代金の支払遅延などがなく、選定日現在からおおむね過去2年間誠実である。</p>	<p>不誠実な状況が見られる場合はその状況に応じて指名の優先度を減じる。 明らかに不誠実な場合は指名しない。</p>
	<p>(6) 経営状態に関し、放漫経営、不良債権の累積、過大設備投資又は金融機関の取引停止処分などがなく、選定日現在、不健全な状態に陥っていない。</p>	<p>不健全な状況が見られる場合その状況に応じて指名の優先度を減じる。</p>

		著しく不健全な場合は指名しない。
	(7) 茨城町建設工事暴力団排除対策措置要領（平成3年茨城町要領第2号）及び笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成18年笠間市告示第27号）に基づく指名除外の措置を受けていない。	受けていれば指名しない。
2 工事成績	(1) 過去2か年度及び当年度の茨城町、笠間市又は当組合の工事成績が特に優秀である。	高点数の状況に応じ指名の優先度を増すことができる。
	(2) 過去2か年度及び当年度に茨城町又は笠間市の工事实績が数件あり、その工事成績の平均が連続して60点未満になっている又は60点未満の工事がたびたび生じる。	疑義等があれば原則として指名しない。
	(3) 過去2か年度以上連続して又は過去数年か年の間にたびたび茨城町又は笠間市優良表彰の受賞歴がある。	指名の優先度を増すことができる。
3 手持ち工事の状況	(1) 手持ち工事の状況が、当該工事を受注しても技術力、経営力などの施工能力の範囲内で適性である。	<p>総合的に考慮し、施工能力の限度に近ければ指名の優先度を減じる。</p> <p>限度を超えていれば指名しない。</p> <p>当組合の発注した手持ち工事の件数は、原則として次に掲げる工種ごとの件数を限度とする。ただし、第1号から第4号までに掲げる工種の手持ち工事の合計件数は5件を限度とする。</p> <p>(1) 土木一式工事 3件</p> <p>(2) 建築一式工事 2件</p>

		<p>(3) 舗装工事 2件</p> <p>(4) 水道施設工事 2件</p> <p>なお、この場合の手持ち工事とは、審査期日において現に請負契約（一般競争入札又は指名競争入札の方法によるものに限る。）が締結されている工期（受注者の責めに帰することができない事由により工期を延長した場合は、当初の契約工期とする。）中の工事とする。ただし、審査期日の前日までに完成検査が完了している工事は除くものとする。</p>
4 技術者の状況及び当該工事に係る技術的適性	(1) 当該工事の施工技術に適した有資格者が確保できる。	確保できれば指名の優先度を増すことができる。
	(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理などの技術的水準と同程度以上の工事の施工実績がある。	実績があれば指名の優先度を増すことができる。
	(3) 当該工事の作業条件（地形、地質などの自然的条件、周辺環境条件など）に関して同程度以上の条件での工事の施工実績がある。	実績があれば指名の優先度を増すことができる。
5 当該工事に係る地理的条件	(1) 茨城町又は笠間市内に本支店又は営業所を有し地域の施工特性に精通している。	精通していれば指名の優先度を増すことができる。